

大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等を防止して地震に強いまちづくりを進めるため、市内に所在する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対して市が事業に要する費用の一部若しくは全部を助成する場合に、当該事業者（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (3) マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの（次号に掲げる建築物を除く。）をいう。
- (4) 分譲マンション 旧基準建築物で、専有部分の大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条

第 1 号に掲げる建築物であって、旧基準建築物であるものをいう。

- (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定により計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第 1 4 条第 3 号に掲げる建築物であって旧基準建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）をいう。
- (9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成 1 3 年 1 1 月 1 日制定）に基づき、知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替若しくは一部の除却をすることをいう。

（補助金交付対象事業及び補助金の額）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を活用する場合にあっては、重複している補助対象経費（市長が特に認めるものを除く。）を除く。

（補助金の交付の申請等）

第 4 条 補助事業者は、事業に着手する前に耐震診断事業にあっては耐震診断事業補助金交付申請書（第 1 号様式）により、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定事業にあっては耐震改修等計画策定事業補助金交付申請書（第 2 号様式）により、耐震改修工事にあっては耐震改修工事補助金交付申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その計画が本要綱に適合していることを認めたときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）を速やかに補助事業者に交付する。

3 補助事業者は前項の交付を受けた後でなければ事業に着手することができない。

（実施計画の変更等）

第5条 補助事業者は、補助金交付決定後に、計画の内容を変更又は中止等をしようとするときは、補助金変更交付等申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画の変更又は中止の内容が本要綱に適合していると認めたときは、補助金変更交付等決定通知書（第6号様式）を、速やかに補助事業者に交付する。

（完了実績報告）

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、耐震診断事業にあつては耐震診断事業完了実績報告書（第7号様式）を、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定事業にあつては耐震改修等計画策定事業完了実績報告書（第8号様式）を、耐震改修工事にあつては耐震改修工事完了実績報告書（第9号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 市長は、前条に規定する補助金額の確定後、補助金交付請求書（第11号様式）による請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助金額の確定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付取消通知書（第12号様式）により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を

取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 請求額等に誤りがあったとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に補助対象経費を支出したものに係る補助金について適用し、施行日前に補助対象経費を支出したものに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額
区分	対象建築物	要件		
建築物耐震診断事業	要安全確認計画記載建築物以外の旧基準建築物	<p>（1）建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針（以下「指針」という。）に基づく耐震診断であること。</p> <p>（2）分譲マンションにあっては、対象建築物の管理組合又は管理組合法人が行う事業であること。</p> <p>（3）分譲マンション以外の建築物にあっては、対象建築物の所有者（特段の事由により所有者が耐震診断を実施できない場合には、市長が適当と認める者。（以下「所有者等」という。））が行う事業であること。</p> <p>（4）耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。（特定建築物に限る。）</p>	<p>補助対象事業に要する経費。</p> <p>（1）一戸建て住宅は、一戸当たり136,000円を限度とする。</p> <p>（2）一戸建て住宅以外の建築物は、次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として当該額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 1,000 m²以内の部分は、3,670円/m²以内 ・床面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は、1,570円/m²以内 ・床面積 2,000 m²を超える部分は、1,050円/m²以内 <p>（3）消費税等を除く。</p>	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

	<p>要安全確認計画記載建築物（国の耐震対策緊急促進事業補助金を活用した場合に限る。）</p>	<p>（１）指針に基づく耐震診断であること。</p> <p>（２）対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>（３）耐震改修促進法施行規則第５条第１項第１号又は同項第２号に規定する者による耐震診断であること。</p> <p>（４）耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。</p>	<p>（１）次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 1,000 ㎡以内の部分は、3,670 円/㎡以内 ・床面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は、1,570 円/㎡以内 ・床面積 2,000 ㎡を超える部分は、1,050 円/㎡以内 <p>（２）上記のほか、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000 円を限度として加算することができる。</p>	<p>補助対象経費から耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 29 日付け国住市第 54 号国土交通省住宅局長通知）第 3 号第 2 項第 2 号イに関する国の補助金の額を控除した額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額</p>
--	---	--	--	--

<p>特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定</p>	<p>特定建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を除く。）及び緊急輸送道路沿道建築物</p>	<p>（１）対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>（２）指針に基づく耐震診断の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全基準」という。）に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。</p>	<p>・床面積1,000㎡以内の部分は、3,110円/㎡以内</p> <p>・床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,330円/㎡以内</p> <p>・床面積2,000㎡を超える部分は、890円/㎡以内</p>	<p>補助対象経費に9分の4を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>
	<p>要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物</p>	<p>（３）建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。</p> <p>（４）計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること（建替えの場合を除く。）。</p>		<p>補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>

住宅耐震改修工事	木造住宅	<p>(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>(2) 相談士が建防協マニュアルに基づき実施する耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 1.0 以上となる耐震改修工事又は上部構造評点が 0.7 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 0.7 以上となる耐震改修工事であること。</p> <p>(3) 改修後の評点が 0.7 以上となる耐震改修工事の場合にあっては、地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。</p> <p>(4) 相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。</p>	<p>(1) 一戸当たり 1,200,000 円を限度とする(改修設計・工事監理費用を含む)。</p> <p>(2) 消費税等を除く。</p>	<p>(1) 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額及び租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、社会資本整備計画による基幹事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を受けることができるものについては、前号に規定する補助金の額に、耐震改修工事費に 5 分の 2 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数は切り捨てる。)又は 500,000 円のいずれか低い額を加えた額とする。</p> <p>(3) 第 1 号の規定にかかわらず、社会資本整備計画による効果促進事業により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を受けることができるものについては、第 1 号に規定する補助金の額に、事業に要する費用に 1,000 分の 115 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数は切り捨てる。)又は 240,000 円のいずれか低い額を加えた額とする。</p> <p>(4) 前 2 号の規定により補助金の額を算出する場合においては、補助対象経費の限度を定める規定は適用しない。</p> <p>(5) 第 1 号の補助金の交付にあたっては、あらかじめ租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付する。</p>
----------	------	---	---	--

	<p>分譲マンション</p>	<p>(1) 対象建築物の管理組合又は管理組合法人が行う事業であること。</p> <p>(2) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。</p> <p>(3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士が工事監理を実施する耐震改修工事であること。</p> <p>(4) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。</p>	<p>(1) 床面積1㎡当たり50,200円を限度とする。</p> <p>ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、床面積1㎡当たり83,800円を限度とする。</p> <p>(2) 消費税等を除く。</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>
--	----------------	---	--	---

特定建築物等耐震改修工事	<p>特定建築物 （緊急輸送道路沿道建築物及び要安全確認計画記載建築物を除く。）</p>	<p>（１）対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事であること。 （２）指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合で、当該基準に適合するために行う耐震改修工事であること。</p>	<p>（１）床面積 1 m² 当たり 51,200 円 （マンションにあつては 50,200 円）を限度とする。 ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、床面積 1 m² 当たり 83,800 円</p>	<p>補助対象経費に 0.23 乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額</p>
	<p>緊急輸送道路沿道建築物又は要安全確認計画記載建築物</p>	<p>（３）建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士が工事監理を実施する耐震改修工事であること。 （４）補強計画が専門機関等に諮られたものであること。</p>	<p>（２）天井の耐震改修工事費、消費税等を除く。</p>	<p>補助対象経費に 3分の2 を乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額</p>